

前橋市元総社町171-1
ぐんぎんリース株式会社
総務部 武士 豊

「リース会計基準に関する論点の整理」に対する意見

1. 質問1 「使用権モデル(借手の会計処理)」に関して

- ・現行のファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類に代えて、使用権モデルに基づく考え方の採用は、適当でないと考えます。
- ・その理由は、現行の分類による借手の会計処理において、中途解約不能で、かつフルペイアウトのファイナンス・リース取引については、通常の売買に近いとしてオンバランス化されています。一方、中途解約可能、もしくはノンフルペイアウトのオペレーティング・リース取引については、一般的な賃貸借に近いとして、オンバランスはしないものの、必要な負債情報を注記する対応としています。
- ・こうした会計基準の変更から間もない中で、今回の使用権モデルでは、オペレーティング・リース取引も含めてすべてのリース取引を単一の会計処理に当てはめようとするものであります。
- ・また、オンバランス後の会計処理についても、リース契約期間に関わらず、最長使用期間を見積もったり、事後測定でリース期間を新たに見積もるなど、利用者は煩雑で重い事務負担を負うことになります。
- ・あるいは、借手に対して貸手が行う関係資料の支援においても、これまでよりも複雑な条件設定を求められることとなるため、システム改修費用や事務負担が新たに生じることとなります。
- ・さらに、税務との兼ね合いは不透明な段階ですが、税務所得計算と会計処理が異なることで、借手の事務負担は一層増すこととなります。
- ・2008年の会計基準変更の際にも、オフバランス効果の消失に加え、オンバランス処理に伴う事務負担が増えるなどしたため、リース需要の減退につながりましたが、オペレーティング・リース取引までもがオンバランス化されると、事務負担の増加やオフバランス効果の消滅などにより、リースか購入かを選択する意思決定において、リースの優位性は低下し、利用は激減するものと思われる。
- ・よって、使用権モデルによる単一会計処理化、及び現行の会計処理からのたび重なる変更は、適当でないと考えます。

2. 質問2 「履行義務アプローチと認識中止アプローチ(貸手の会計処理)」に関して

- ・現行のファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類に代えて、EDで提案されている複合モデルの採用については、二つのモデルを使い分けることに関しては現行の会計基準とも類似しており合理性も感じますが、たび重なる変更については適当でないと考えます。
- ・前述の借手と同様、2008年の会計基準の変更から間もないこともあり、現行の会計処理からの基準変更は、再びシステムの改修作業や費用負担を負うことになります。
- ・なお、履行義務アプローチでは財政状態計算書への表示が、「原資産」に「リース料受取権」を加えて「リース負債」を控除して「正味リース資産」を記載する手法ですが、極めて複雑に感じられます。
- ・また、法人税等の税務における「長期割賦販売」の考え方に基づく“分割納税”との兼ね合いが不明な段階ですが、仮に、EDで提案されているアプローチによる収益認識のまま所得計算がなされることになると、借手からの回収原資のない状態での納税負担を強いられることとなり、貸手は極めて重い資金負担を負うことになります。
- 引いては、コストアップなどからビジネスモデルとして立ち行かなくなる懸念があります。
- 一方で、税務所得計算を現行の会計基準に準じて計算できたとしても、新基準による決算事務と現行基準による決算事務との作業負担の二重化は避けられず、合理的でないと考えられます。
- ・よって、現行の会計処理からのたび重なる変更、及び複雑化は、適当でないと考えます。

3. 質問3 「短期間のリース」に関して

- ・短期間のリースに関して、借手に係る会計処理の提案は、実務上のコスト負担が大きくなり、十分な取扱いではないと考えます。
- ・短期間のリースについては、当該リースから生じる資産及び負債を認識せず、リース期間に亘って損益として認識する処理方法が適当と考えます。

4. 質問4 「更新オプション等の取扱い」に関して

- ・更新オプション等の影響を考慮したアプローチについて、EDの提案は適当でないと考えます。
- ・前述のように、当初認識時のリース期間算定や事後の測定の見積りなど、事務負担は極めて重く、実務的ではないと考えます。
- ・更新オプション期間の認識については、意図的に仕組まれた疑いのあるリースに限定して適用すべきであり、通常のリース取引については、リース期間の認識は「契約上の解約不能リース期間」とすべきであると考えます。

5. その他 「適用除外」に関して

- ・無形資産等については、適用の範囲から除外することが提案されています。(論点1-3-3)
- ・無形資産のうちソフトウェアは、現状のリース取扱物件の中で一定のウェイトを占めており、これまでの取扱実績からも適用範囲の対象外とすることは適当でないと考えます。
- ・また、原資産の購入／売却とされるリースについても、適用除外とされています。(論点1-3-2)
- ・仮に適用除外とする場合には、原資産の所有権が借手に移転するリースに限定すべきと考えます。

以 上